

羽村市と日都産業株式会社との「4KIDS（フォーキッズ）包括連携に関する協定書」

羽村市（以下「甲」という。）と日都産業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり「4KIDS（フォーキッズ）包括連携に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、公園を中心的なフィールドとして、相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源や特色を有効に活用した協働による活動（以下「連携事項」という。）を推進することで、子どもたちの笑顔と活気があふれるまちづくりを進め、もって地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる4つの連携事項に取り組むものとする。

- （1） 子どもの遊びと学びに関すること（Kodomo）
- （2） 彩りある遊具による健康に関すること（Irodori）
- （3） ダイバーシティ&インクルージョンに関すること（Diversity & Inclusion）
- （4） セーフティな遊び場に関すること（Safety）

2 前項に取り組むにあたっては、「環境の保全」「まちづくりに関する調査・研究」「シティプロモーション」につなげていく視点を持って行うものとする。

（協議）

第3条 甲及び乙は、第2条に掲げる取り組みを効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の具体的な実施方法、役割等については、甲乙合意の上、決定するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年8月8日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する3か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、本協定は1年間更新されるものとする。その場合の有効期間は、当該年度の末日とし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た秘密の情報を、甲又は乙以外の者に対し、漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれが署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和4年（2022年）8月8日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1 羽村市 羽村市長	乙 東京都杉並区宮前五丁目19番地1 日都産業株式会社 代表取締役 山中 慎吾
橋本 弘山	